



2022年 10月28日
第54号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



労働協約について知ろう！ その4

組合員を一方的に整理解雇することはできない！！

労働条件に関する協約の第2編第3章に次のようにあります。



(解雇)

第42条 会社は、組合員が次の各号の1に該当する場合、解雇する。

- (1) 第170条第1項第1号及び第2号の定めに基づく解雇処分が決定した場合
- (2) 勤務成績が著しく不良で、解雇が相当と会社が認めた場合
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと会社が認めた場合。ただし、業務上の災害により療養中の場合は、療養開始後5年を経過し傷病補償年金を受けている者、また通勤災害により療養中の場合は、療養開始後5年を経過した者に限る。
- (4) 試用期間中に、社員として不適格と会社が認めた場合
- (5) **業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により、解雇を必要と会社が認めた場合**
- (6) その他解雇が相当と会社が認める事由がある場合

**2 会社は、前項第5号の定めを適用する場合、
組合と協議する。**

近年の予測不能のパンデミックにより、経営は瞬く間に黒字から赤字に転落しました。世の中の流れからは「**企業が労働者を解雇しやすい社会になるのではないか**」と組合員の不安の声もあがっています。雇用と生活を守るために、労働協約は重要です。

協約なくして労働なし！ 組合員の雇用と生活を守るのはJR東労組だ！